

建設工事関連コンサルタント業務委託 契約書改正概要（2026.4.20）

電子契約の開始等に伴い、次のとおり契約書を改正いたします。

1. 電子契約用様式の追加

令和8年4月から電子契約サービス（クラウドサイン）を利用した電子契約を始めるに当たり、電磁的記録の保管及び電子署名の効力を規定した。

（契約書（鑑））

2. 少額随意契約基準額の引き上げに伴う改正

少額随意契約基準額の引き上げに伴い、委託業務工程表の提出対象業務の請負代金額を変更した。

（契約約款第3条関係）

3. 書面提出義務の緩和

書面主義であった指示・催告・請求・通知等について、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができるよう規定した。

（契約約款第61条関係）

電子契約用契約書（鑑）追加

(前記1. 関係)

第4条削除
第8条の2(B)削除
第39条・第40条削除

収入
印紙
欄削除

那須塩原市設計業務等委託契約書

- 委託業務の名称
- 履行場所
- 履行期間
着手 年 月 日
完成 年 月 日
- 業務委託料 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 契約保証金 免除
- 建築士法の規定により記載すべき事項 別紙のとおり

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、~~当事者記名押印の上、各自1通を保有する。~~の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保管する。また、電子署名の措置を行った日にかかわらず、本書に定める年月日より効力を有するものとする。

契約年月日 年 月 日

発注者 住所 栃木県那須塩原市共墾社108番地2

氏名 那須塩原市 市長 渡辺 美知太郎 印

受注者 住所

氏名 印

契約約款変更箇所抜粋 (赤字追加、青字削除表記)

(前記2.～3.関係)

(委託業務工程表の提出)

第3条 受注者は、この契約締結後5日以内に設計図書に基づいて委託業務工程表を作成して、発注者に提出し、その承認を得なければならない。

2 受注者は、委託契約を変更する場合には変更後の委託業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。この場合においては前項の規定を準用する。

3 第1項の規定は、業務委託料の額が50100万円以下の業務については適用しない。ただし、特別の必要がある場合は、この限りでない。

4 委託業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第61条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約外の事項)

第6162条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。